

## 要望書について（回答）

提出者：上古川自治公民館

■ 受付日：平成31年3月14日

■ 回答日：平成31年4月5日

**【回答：管理計画課 Tel：22-81749】**

本市では、道路法に基づき、工作物等が道路構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす恐れがあると認められる場合には、当該工作物等の撤去等必要な措置を実施していただくよう施設等の管理者（所有者）に指導しておりますが、あくまでも、必要な措置は工作物等の管理者（所有者）が実施することとなります。

また、当該建築物について現地確認を行いました。当該建築物のように敷地内の母屋に所有者が住んでいる倉庫の場合、現状では有効な補助制度がございません。